

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	保護費負担金			担当部局庁	社会・援護局(社会)			作成責任者	
事業開始年度	昭和6年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	保護課			鈴木建一	
会計区分	一般会計								
根拠法令(具体的な条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第75条第1項第1号			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。保護の種類は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。(負担率3/4)								
実施方法	負担								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	2,822,391	2,882,322	2,863,511	2,871,112	29年度要求		
		補正予算	▲ 48,165	▲ 62,910	▲ 29,563	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	2,774,226	2,819,412	2,833,948	2,871,112			
	執行額	2,756,074	2,760,753	集計中					
執行率(%)	99%	98%	0%						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	「就労支援事業による就労・増収者数」の成果実績が、前年度を超えること。	生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、直接的な指標である被保護人員数等について目標を設定することはできないため、間接的な定量的指標として、「就労支援事業による就労・増収者数」を用いることとする。	成果実績	人	41,666	37,524	集計中	-	-
		目標値	人	41,580	41,666	37,524	-	集計中	
		達成度	%	100.2	90.1	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	「後発医薬品の使用割合(数量ベース)」の成果実績が、前年度を超えること。	生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、直接的な指標である被保護人員数等について目標を設定することができないため、間接的な定量的指標として、「被保護者における、後発医薬品の使用割合」を用いることとする。	成果実績	%	47.8	61	66.2	-	-
		目標値	%	-	47.8	61	-	66.2	
		達成度	%	-	127.6	108.5	-	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	被保護人員数(27年度は2月の実績)			活動実績	人	2,161,612	2,169,165	2,161,307	-
			当初見込み	-	-	-	-	精査中	

単位当たりコスト	算出根拠	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込
	最低生活費の例 / 月(基準) ・高齢者(60代)単身世帯(1級地-1、東京都の場合) 生活扶助 80,870円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 134,570円	単位当たりコスト ・高齢者(60代)単身世帯の最低生活費の例(1級地-1、東京都の場合)	133,840	135,460	134,570	134,570
		計算式 生活扶助と住宅扶助の合計	生活扶助 80,140円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 133,840円	生活扶助 81,760円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 135,460円	生活扶助 80,870円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 134,570円	生活扶助 80,870円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 134,570円

平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	医療扶助費等負担金	1,362,466		
	介護扶助費等負担金	69,823		
	生活扶助費等負担金	1,438,823		
	計	2,871,112		

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策大目標1)							
	施策	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること(施策目標VII-1-1)							
	測定指標	定量的指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 30 年度	
		就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	実績値	%	-	-	精査中	-	-
			目標値	%	-	-	44.5	-	50
		定量的指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 28 年度	
	医療扶助の適正化に向けた地方公共団体における後発医薬品使用促進計画の策定率	実績値	%	-	-	-	-	-	
		目標値	%	-	-	-	-	100	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	利用し得る資産、稼働能力、他他施策などを活用しても、なお最低限の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行うことにより、その最低限度の生活を保障するとともにその自立の支援につながると見込んでいる。								

経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-	-				
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)	単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-
	達成度	%	-	-	-	-	-	
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)	単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-
	達成度	%	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係							
-								

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	地方自治体が保護の実施機関として施行事務を行っており、自治体が費用の一部も負担しているところである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障する公的扶助であり、国費を投入しなければ政策目的は達成できず、国民の健康で文化的な生活水準を維持するために必要な事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	生活扶助の基準については、5年に1度検証を行っている。社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、物価動向を勘案し、平成25年8月から平成27年度まで3年間で段階的に、生活扶助基準の見直しを行っている。また、冬季加算及び住宅扶助基準については、生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、平成27年に見直しを実施している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
事業の有効性	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	生活保護法に基づき、真に支援を必要とする人に、最低限度の生活を保障するために必要な扶助を定めており、当該費目の使途は妥当である。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	生活保護の実施に当たっては、就労による自立の促進、医療扶助の適正化や不正受給対策の強化等、給付の適正化への取組を行っている。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	「就労支援事業による就労・増収者数」の成果実績は、成果目標を概ね達成している。また、「被保護者における、後発医薬品の使用割合」の成果実績が、成果目標である前年度実績を超えている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
関連事業	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	中国残留邦人生活支援給付制度は法に定められた中国残留邦人等を対象としており、生活保護制度とは対象が異なる。
	所管府省・部局名	事業番号	
厚生労働省社会・援護局	707	中国残留邦人生活支援給付金	
点検・改善結果	点検結果	最低限度の生活の保障に必要な予算を確保している。 生活保護基準については、生活保護基準部会において検証し、適正化を図っている。 生活保護の実施に当たっては、就労による自立の促進、医療扶助の適正化や不正受給対策の強化等、給付の適正化への取組を行っている。	
	改善の方向性	生活扶助基準については、5年に1度検証を行っていくこととしている。生活保護制度については、平成25年12月に成立した改正生活保護法に基づき、最後のセーフティネットとして必要な人には確実に保護を実施するという制度の基本的考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等について、推進していく。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
備考			
生活保護制度においては、生活扶助・介護扶助・医療扶助等の8つの扶助を一体的に給付することによって被保護者の最低限度の生活を保障していることから、生活扶助費等負担金・介護扶助費等負担金・医療扶助費等負担金を保護費負担金として一括している。			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	420	平成23年度	379	平成24年度	327	
平成25年度	689	平成26年度	692	平成27年度	706	

※平成27年度実績集計中のため、平成26年度実績を記入。

厚生労働省 2,760,753百万円

生活保護制度に関する基本的な政策の企画、立案及び推進

補助

A 都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村 (902)
2,760,753百万円

(内訳) 上位10者

大阪市	216,086 百万円
札幌市	96,888 百万円
横浜市	94,261 百万円
名古屋市	63,177 百万円
神戸市	62,120 百万円
福岡市	60,182 百万円
京都市	57,614 百万円
川崎市	44,343 百万円
堺市	35,071 百万円
足立区	35,033 百万円

保護の決定及び実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

